

第3 税率に関する調

平成28年度税率一覧表49

平成28年度 税率一覧表

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県民税	《個人》 (均等割と所得割) 県内に住所を有する個人 (均等割のみ) 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所等を有する市町村内に住所を有しないもの	(所得割) 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	(均等割) 年2,000円 ※森林環境税500円を含んだ額 (所得割) 4/100	1月1日	市町村民税と同じ	普通徴収又は特別徴収
	《法人》 (均等割と法人税割) ・県内に事務所又は事業所を有する法人 ・法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの ・法人課税信託の受託者で、固有資産等が帰属するもの (均等割のみ) 県内に事務所又は事業所がない法人で、寮、宿泊所、クラブ等があるもの (法人税割のみ) 法人課税信託の信託資産等が帰属するもの	(法人税割) 法人税額	(均等割) ・資本金等の額が50億円を超える法人 年額840,000円 ・資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額567,000円 ・資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額136,500円 ・資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額52,500円 ・上記以外の法人等 年額21,000円 ※森林環境税5%分を含んだ額(平成20年4月1日以降に開始する事業年度から) (法人税割) ・3.2/100(5.0/100) ・次に該当する法人(昭和51年2月1日から平成34年1月31日までの間に終了する事業年度分に限る) 4.0/100(5.8/100) ①資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの及び保険業法に規定する相互会社 ②法人税割の課税標準となる法人税額が年1,000万円を超えるもの ③上記の適用期間内に解散又は合併をしたもの(清算所得に限る) ④特定目的会社 ⑤法人課税信託の引受を行うもの ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度について適用(括弧内の税率は、平成20年4月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用)		(確定申告) a 下記以外の法人 事業年度終了の日から2月以内 b 公共法人等で均等割のみを課されるものを毎年4月30日 c 解散法人(清算所得)(注) 残余財産確定の日から1月以内 (中間申告) 事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (清算中の法人の申告)(注) a 清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 b 残余財産の一部を分配又は引渡しした場合 分配又は引渡しの日の前日まで (注)平成22年9月30日までに解散した法人に適用。 平成22年10月1日以後に解散した法人については清算所得課税を廃止し、通常の所得課税となる。	申告納付 連結法人以外：会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない場合は、知事への届出により申告期限が1月延長される。(確定申告のaの場合のみ) 連結法人：会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない場合は、知事への届出により申告期限が2月延長される。(確定申告のaの場合のみ)
	《利子割》 県内に所在する金融機関等の営業所を通じて利子等の支払を受ける者 ※平成28年1月1日以後は個人のみ対象	支払を受け るべき利子等 の額	5/100		毎翌月10日まで	特別徴収 申告納入
	《配当割》 上場株式等の配当等(源泉徴収選択口座内配当等を除く)の支払を受ける県内に住所を有する個人 ----- 源泉徴収選択口座内の上場株式等の配当等の支払いを平成22年1月1日以降に受ける県内に住所を有する個人	支払を受け るべき配当等 の額	5/100		毎翌月10日まで ----- 翌年の1月10日まで	特別徴収 申告納入

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県民税	《株式会社等譲渡所得割》 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た県内に住所を有する個人	源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得の額	5/100		翌年の1月10日まで	特別徴収 申告納入
事業税	《個人》 第1種事業、第2種事業及び第3種事業を行う個人	前年中の個人の事業による所得 (事業を廃止した場合は、1月1日から事業廃止の日までの個人の事業による所得) (総収入金額) － (必要経費) － (事業主控除等)	(第1種事業) 5/100 (第2種事業) 4/100 (第3種事業) ①あんま・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業 3/100 ②その他の事業 5/100		(第1期) 8月16日から 8月31日まで (第2期) 11月16日から 11月30日まで ※年の途中で事業を廃止したとき：随時	普通徴収
	《法人》 ・事業を行っている法人で、県内に事務所又は事業所のあるもの ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの ・法人課税信託の引受けを行う個人	I：電気供給業、ガス供給業、保険業を行う法人 各事業年度の収入金額 II：その他の事業を行う法人 各事業年度の所得及び清算所得(注) III：上記IIの法人のうち 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く) (所得割) 各事業年度の所得及び清算所得(注) (付加価値割) 報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料等による付加価値額 (資本割) 資本金等の額 (注)平成22年10月1日以後に解散した法人については清算所得課税を廃止し、通常の所得課税となる。	(左記Iの法人) 0.9/100 (左記IIの法人) A 特別法人 ・所得のうち年400万円以下の金額 3.4/100 ・所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得 4.6/100 B 普通法人 ・所得のうち年400万円以下の金額 3.4/100 ・所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 5.1/100 ・所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 6.7/100 (IIのうち、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設け、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人) A 特別法人 4.6/100 B 普通法人 6.7/100 (左記IIIの法人) (所得割) ・所得のうち年400万円以下の金額 0.3/100(1.6/100) ・所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額 0.5/100(2.3/100) ・所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得 0.7/100(3.1/100) (IIIのうち、3以上の都道府県に事務所等を有する法人の所得割) 一律0.7/100(3.1/100) (付加価値割) 1.2/100(0.72/100) (資本割) 0.5/100(0.3/100)	(確定申告) a 下記以外の法人 事業年度終了の日から2月以内 b 解散法人 残余財産確定の日から1月以内 (中間申告) 事業年度開始の日から6月経過後2月以内 (清算中の法人の申告) a 清算中に事業年度が終了した場合 事業年度終了の日から2月以内 b 残余財産の一部を分配又は引渡しした場合 分配又は引渡しの日の前日まで	申告納付 連結法人以外：会計監査人の監査を受けなければならない等理由により決算が確定しない場合は、知事の承認により申告期限が1月延長される。(確定申告のaの場合のみ) 連結法人：会計監査人の監査を受けなければならない等理由により決算が確定しない場合は、知事の承認により申告期限が2月延長される。(確定申告のaの場合のみ)	

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
事業税			※平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用（括弧内の税率は、平成27年4月1日以後平成28年3月31日までに開始する事業年度について適用）			
地方消費税	・国内において課税資産の譲渡等を行う事業者 ・保税地域から輸入貨物を引き取る者	消費税額	17/63		消費税の納期と同じ	申告納付
不動産取得税	不動産を取得した人	<p>不動産（土地及び家屋）の取得時における固定資産課税台帳登録価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除 特例適用住宅を建築した場合：一戸につき1,200万円（認定長期優良住宅を新築した場合には、その新築が平成30年3月31日までの間に行われた場合は1,300万円）を限度として控除 ・免税点 A 取得した土地の価格が10万円未満であるとき B 新築、増築、改築により取得した家屋一戸の価格が23万円未満であるとき C 売買、交換、贈与等により取得した家屋一戸の価格が12万円未満であるとき ・宅地評価土地の取得が平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間に行われた場合は、課税標準を価格の2分の1とする。 	<p>4/100</p> <p>ただし、取得時期により下記税率とする。 ○平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得 すべての不動産 3/100 ○平成18年4月1日から平成30年3月31日までの取得 土地 3/100 家屋（住宅） 3/100 家屋（住宅外） 4/100（※） ※ただし、平成20年3月31日までの取得は、3.5/100</p> <p>（土地の減額について） a b cに該当する場合は、その土地に係る税額から(1)(2)のうち高い方の額が減額される。</p> <p>a 土地の取得者が当該土地の取得日から3年以内に当該土地の上に特例適用住宅を新築し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 ※平成14年4月1日以降の土地の取得については、土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたときは、土地と家屋の取得者が同一でない場合でも、土地を取得した人が継続して所有している間に特例適用住宅が新築された場合、又は、土地を取得した人（X）がその土地を（Y）に譲渡し、Xの土地の取得から3年以内にYが特例適用住宅を新築した場合（なお、この場合Yについても適用）</p> <p>b 土地の取得者が当該土地の取得の日から1年以内に耐震基準適合既存住宅を取得し、又は当該土地を取得した日前1年の期間内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得していた場合（新築未使用の特例適用住宅（自己居住用）を含む）</p> <p>c 新築未使用の特例適用住宅（自己居住用以外）及びその土地を当該住宅が新築された日から1年以内に取得した場合</p> <p>(1) 45,000円 (2) 土地1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍(200㎡を限度とする)×3/100</p>		随時	普通徴収

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
県たばこ税	・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	売渡し又は消費等に係る製造たばこの合計本数	1,000本につき860円 ただし、一部の銘柄については、1,000本につき481円		毎翌月末日まで（申告書の提出期限の特例及び納期限の延長の特例あり）	申告納付 （ただし普通徴収の方法によるものもあり）
ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者	ゴルフ場の利用	1人1日の利用につき 1級：1,200円 2級：1,100円 3級：1,000円 4級：900円 5級：800円 6級：700円 7級：600円 8級：500円 9級：400円 10級：300円 11級：200円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入 【等級決定基準】 （18ホール以上のゴルフ場） 1級：1人1日の利用料金が12,000円を超えるもの 2級：同利用料金が7,000円を超え12,000円以下のもの 3級：同利用料金が6,000円を超え7,000円以下のもの 4級：同利用料金が5,000円を超え6,000円以下のもの 5級：同利用料金が4,500円を超え5,000円以下のもの 6級：同利用料金が3,500円を超え4,500円以下のもの 7級：同利用料金が3,000円を超え3,500円以下のもの 8級：同利用料金が3,000円以下のもの （18ホール未満のゴルフ場） 7級：1人1日の利用料金が3,000円を超えるもの 8級：同利用料金が2,500円を超え3,000円以下のもの 9級：同利用料金が2,000円を超え2,500円以下のもの 10級：同利用料金が1,500円を超え2,000円以下のもの 11級：同利用料金が1,500円以下のもの

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税	自動車の所有者 (所有権留保付自動車にあつては使用者)		<p>年税額</p> <p>1 乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 7,500円 (自家用) 29,500円 ・総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.491ℓ×2) 搭載のもの (営業用) 8,500円 (自家用) 34,500円 ・総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.573ℓ×2、0.654ℓ×2、0.655ℓ×2) 搭載のもの (営業用) 9,500円 (自家用) 39,500円 ・総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの (営業用) 13,800円 (自家用) 45,000円 ・総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの及びロータリーエンジン (0.654ℓ×3) 搭載のもの (営業用) 15,700円 (自家用) 51,000円 ・総排気量が3ℓを超え3.5ℓ以下のもの (営業用) 17,900円 (自家用) 58,000円 ・総排気量が3.5ℓを超え4ℓ以下のもの (営業用) 20,500円 (自家用) 66,500円 ・総排気量が4ℓを超え4.5ℓ以下のもの (営業用) 23,600円 (自家用) 76,500円 ・総排気量が4.5ℓを超え6ℓ以下のもの (営業用) 27,200円 (自家用) 88,000円 ・総排気量が6ℓを超えるもの (営業用) 40,700円 (自家用) 111,000円 <p>2 トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量が1トン以下のもの (営業用) 6,500円 (自家用) 8,000円 ・最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円 ・最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円 ・最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの (営業用) 15,000円 (自家用) 20,500円 ・最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの (営業用) 18,500円 (自家用) 25,500円 ・最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの (営業用) 22,000円 (自家用) 30,000円 ・最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの (営業用) 25,500円 (自家用) 35,000円 ・最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの (営業用) 29,500円 (自家用) 40,500円 ・最大積載量が8トンを超えるもの (営業用) 1トンまでごとに、 29,500円に4,700円を加算した額 (自家用) 1トンまでごとに、 40,500円に6,300円を加算した額 <p>※トラックのうち最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずるものに係る税率は、当該年税額にそれぞれ次の a b c の額を加算した額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 3,700円 (自家用) 5,200円 b 総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (営業用) 4,700円 (自家用) 6,300円 c 総排気量が1.5ℓを超えるもの (営業用) 6,300円 (自家用) 8,000円 		5月末日	

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税			<ul style="list-style-type: none"> ・ 小型自動車に属するけん引車 (営業用) 7,500円 (自家用) 10,200円 ・ 普通自動車に属するけん引車 (営業用) 15,100円 (自家用) 20,600円 ・ 小型自動車に属する被けん引車 (営業用) 3,900円 (自家用) 5,300円 ・ 普通自動車に属する被けん引車 【8トン以下のもの】 (営業用) 7,500円 (自家用) 10,200円 【8トンを超えるもの】 (営業用) 1トンまでごとに、 7,500円に3,800円を加算した額 (自家用) 1トンまでごとに、 10,200円に5,100円を加算した額 3 特種用途車 a キャンピング車 (7) 乗車定員が10人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 総排気量が1ℓ以下のもの及び電動機を原動機とするもの (営業用) 6,000円 (自家用) 23,600円 ・ 総排気量が1ℓを超え1.5ℓ以下のもの (営業用) 6,800円 (自家用) 27,600円 ・ 総排気量が1.5ℓを超え2ℓ以下のもの (営業用) 7,600円 (自家用) 31,600円 ・ 総排気量が2ℓを超え2.5ℓ以下のもの (営業用) 11,000円 (自家用) 36,000円 ・ 総排気量が2.5ℓを超え3ℓ以下のもの (営業用) 12,500円 (自家用) 40,800円 ・ 総排気量が3ℓを超え3.5ℓ以下のもの (営業用) 14,300円 (自家用) 46,400円 ・ 総排気量が3.5ℓを超え4ℓ以下のもの (営業用) 16,400円 (自家用) 53,200円 ・ 総排気量が4ℓを超え4.5ℓ以下のもの (営業用) 18,800円 (自家用) 61,200円 ・ 総排気量が4.5ℓを超え6ℓ以下のもの (営業用) 21,700円 (自家用) 70,400円 ・ 総排気量が6ℓを超えるもの (営業用) 32,500円 (自家用) 88,800円 (イ) 乗車定員が11人以上のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車定員が30人以下のもの (営業用) 21,200円 (自家用) 26,400円 ・ 乗車定員が30人を超え40人以下のもの (営業用) 25,600円 (自家用) 32,800円 ・ 乗車定員が40人を超え50人以下のもの (営業用) 30,400円 (自家用) 39,200円 ・ 乗車定員が50人を超え60人以下のもの (営業用) 35,200円 (自家用) 45,600円 ・ 乗車定員が60人を超え70人以下のもの (営業用) 40,400円 (自家用) 52,400円 ・ 乗車定員が70人を超え80人以下のもの (営業用) 45,600円 (自家用) 59,200円 ・ 乗車定員が80人を超えるもの (営業用) 51,200円 (自家用) 66,400円 			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税			<p>b 霊柩車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車 <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 11,000円 (自家用) 14,500円 ・小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 5,000円 (自家用) 6,500円 <p>c タンク車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三輪小型自動車に属するもの ・三輪小型自動車の税率による ・その他のもの ・トラックの最大積載量に応ずる税率による <p>d 起重機車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が10トン以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円 ・車両総重量が10トンを超え16トン以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 18,500円 (自家用) 25,500円 ・車両総重量が16トンを超え22トン以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 29,500円 (自家用) 40,500円 ・車両総重量が22トンを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 43,600円 (自家用) 59,400円 <p>e 工作車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 9,000円 (自家用) 11,500円 ・小型自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 6,500円 (自家用) 8,000円 <p>f 無線車、レントゲン車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円 ・小型自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 8,500円 (自家用) 11,000円 <p>g テレビ中継車・放送宣伝車等・事務室車又はこれに類する自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 23,000円 (自家用) 30,500円 ・小型自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 13,500円 (自家用) 19,000円 <p>h 教習車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 19,500円 (自家用) 26,500円 ・小型自動車に属するもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 12,000円 (自家用) 16,000円 <p>4 バス</p> <p>【一般乗合用のもの及び学校が所有する者で通学に用いるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員が30人以下のもの 12,000円 ・乗車定員が30人を超え40人以下のもの 14,500円 ・乗車定員が40人を超え50人以下のもの 17,500円 ・乗車定員が50人を超え60人以下のもの 20,000円 ・乗車定員が60人を超え70人以下のもの 22,500円 ・乗車定員が70人を超え80人以下のもの 25,500円 ・乗車定員が80人を超えるもの 29,000円 			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車税			<p>【その他のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員が30人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 26,500円 (自家用) 33,000円 ・乗車定員が30人を超え40人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 32,000円 (自家用) 41,000円 ・乗車定員が40人を超え50人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 38,000円 (自家用) 49,000円 ・乗車定員が50人を超え60人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 44,000円 (自家用) 57,000円 ・乗車定員が60人を超え70人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 50,500円 (自家用) 65,500円 ・乗車定員が70人を超え80人以下のもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 57,000円 (自家用) 74,000円 ・乗車定員が80人を超えるもの <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 64,000円 (自家用) 83,000円 <p>5 三輪小型自動車 <ul style="list-style-type: none"> (営業用) 4,500円 (自家用) 6,000円 </p> <p>6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有するもの</p> <p>【普通自動車】</p> <p>a 乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総排気量が4.5ℓ以下 19,000円 ・総排気量が4.5ℓを超えるもの 22,000円 <p>b トラック 32,000円</p> <p>【四輪の小型自動車】 7,500円</p> <p><自動車税のグリーン化></p> <p>1 平成28年度に新車新規登録を行った次の自動車について、翌年度1年間、現行税率より軽減</p> <p>①低公害車(電気、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車)・・・概ね75%軽減</p> <p>②平成32年度燃費基準プラス10%達成車で、かつ、平成17年基準低排出ガス認定レベル75%以上・・・概ね75%軽減</p> <p>③ディーゼル車(乗用車で平成21年排出規制適合)・・・概ね75%軽減</p> <p>④平成27年度燃費基準プラス20%達成車で、かつ、平成17年基準低排出ガス認定レベル75%以上・・・概ね50%軽減</p> <p>2 自動車税の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録されるまで、現行税率より重課</p> <p>①新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック)・・・概ね10%重課</p> <p>②新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック)・・・概ね10%重課</p> <p>③新車新規登録の日から11年経過しているディーゼル車(バス・トラック以外)・・・概ね15%重課</p> <p>④新車新規登録の日から13年経過しているガソリン車(LPG車を含む。)(バス・トラック以外)・・・概ね15%重課</p>			

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
鉱区税	鉱業権者	鉱区の面積 又は延長	①砂鉱を目的としない鉱区 a 試掘鉱区 面積100アールごとに年額200円 b 採掘鉱区 面積100アールごとに年額400円 ②砂鉱を目的とする鉱区 面積100アールごとに年額200円 ③石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区 ①の額の3分の2 ④共同開発鉱区 a 探査権の共同開発鉱区 面積100アールごとに年額22円 b 採掘権の共同開発鉱区 面積100アールごとに年額133円	4月1日	5月末日	普通徴収 (特例) 鉱業法施行法により、 鉱業法による採掘権となつたものとみなされるもの又は 鉱業法による採掘権の設定の出願とみなされ 設定された砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で 河床に存するもの… 河床の延長1,000メー トルごとに 年額600円
固定資産税	大規模償却資産の所有者	大規模償却資産の価額のうち市町村の課税限度額を超える部分の金額	1.4/100	1月1日	(第1期) 4月15日から 4月30日まで (第2期) 7月15日から 7月31日まで (第3期) 12月15日か ら 12月25日 まで (第4期) 2月15日から 2月末日まで	普通徴収
自動車取得税	自動車を取得した人	取得価額 (ただし、無償、交換等による自動車の取得については通常の取引価額) ※免税点:50万円以下	軽自動車 取得価額の2% 軽自動車以外の自動車 (営業用) 取得価額の2% (家用) 取得価額の3% ※次に該当する自動車は軽減税率適用 ①電気自動車、燃料電池自動車 (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除 ②天然ガス自動車 ・平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年)排出ガス基準値よりNOx10%低減達成したもの (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除 ③プラグインハイブリッド自動車 (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除 ④ガソリン乗用車 ・平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成32年度燃費基準+20% (平成22年度燃費基準+80%:注)を達成したもの (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除 ・平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成32年度燃費基準+10% (平成22年度燃費基準+65%:注)を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除		・登録又は使用の届出がされる自動車の取得:登録又は届出のとき ・上記以外の自動車の取得:取得の日から15日以内	申告納付 注: 平成22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない場合に限り適用

税目	納税義務者	課税標準	税率	賦課期日	納期	備考
自動車 取得税			<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成32年度燃費基準（平成22年度燃費基準+50%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を60%軽減 （新車を除く） 取得価額から25万円控除 ・平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%（平成22年度燃費基準+38%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を40%軽減 （新車を除く） 取得価額から15万円控除 ・平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%（平成22年度燃費基準+32%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を20%軽減 （新車を除く） 取得価額から5万円控除 <p>⑤ディーゼル乗用車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年自動車排出ガス規制に適合したもの （新車に限る） 非課税 （新車を除く） 取得価額から45万円控除 <p>⑥ガソリン バス・トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量2.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+25%（平成22年度燃費基準+57%：注）を達成したもの （新車に限る） 非課税 （新車を除く） 取得価額から45万円控除 ・車両総重量2.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+20%（平成22年度燃費基準+50%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を80%軽減 （新車を除く） 取得価額から35万円控除 ・車両総重量2.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%（平成22年度燃費基準+44%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を60%軽減 （新車を除く） 取得価額から25万円控除 ・車両総重量2.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%（平成22年度燃費基準+38%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を40%軽減 （新車を除く） 取得価額から15万円控除 ・車両総重量2.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%（平成22年度燃費基準+32%：注）を達成したもの （新車に限る） 税率を20%軽減 （新車を除く） 取得価額から5万円控除 ・車両総重量2.5 t超3.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの （新車に限る） 非課税 （新車を除く） 取得価額から45万円控除 ・車両総重量2.5 t超3.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの （新車に限る） 税率を80%軽減 （新車を除く） 取得価額から35万円控除 ・車両総重量2.5 t超3.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの （新車に限る） 税率を60%軽減 （新車を除く） 取得価額から25万円控除 ・車両総重量2.5 t超3.5 t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx75%低減達成かつ、平成27年度燃費基準を達成したもの （新車に限る） 税率を40%軽減 			注： 平成22年度燃費基準については、JCO8モード燃費値を算定していない場合に限りに適用

<p>自動車 取得税</p>			<p>(新車を除く) 取得価額から15万円控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のバス・トラックで平成17年排出ガス基準値よりNOx50%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除 <p>⑦ディーゼル バス・トラック (中古車はハイブリッド自動車に限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 非課税 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 ・車両総重量2.5t超3.5t以下のディーゼル車のバス・トラックで平成21年排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 非課税 (新車を除く) 取得価額から45万円控除 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年) 排出ガス基準値よりNOx及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除 		
--------------------	--	--	--	--	--

自動車 取得税		<ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年)排出ガス基準値よりNO_x及びPMを10%低減達成かつ、平成27年度燃費基準を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年)排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+15%を達成したもの (新車に限る) 税率を80%軽減 (新車を除く) 取得価額から35万円控除 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年)排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+10%を達成したもの (新車に限る) 税率を60%軽減 (新車を除く) 取得価額から25万円控除 ・車両総重量3.5t超のディーゼル車のバス・トラックで平成21年(車両総重量3.5t超12t以下のものについては平成22年)排出ガス規制に適合し、平成27年度燃費基準+5%を達成したもの (新車に限る) 税率を40%軽減 (新車を除く) 取得価額から15万円控除 <p>⑧ ノンステップバス (新車に限る) 取得価額から1,000万円控除</p> <p>⑨ リフト付きバス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車定員が30人以上のもの (新車に限る) 取得価額から650万円控除 ・乗車定員が30人未満のもの (新車に限る) 取得価額から200万円控除 <p>⑩ ユニバーサルデザインタクシー (新車に限る) 取得価額から100万円控除</p> <p>⑪ 衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が3.5t超のもの(車両総重量が20t超のものは、取得時期が平成28年10月31日以前の場合に限る) (新車に限る) 取得価額から350万円控除 <p>⑫ 衝突被害軽減ブレーキ搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除 ・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除 <p>⑬ 車両安定性制御装置搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が3.5t超のもの(車両総重量が20t超のものは、取得時期が平成28年10月31日以前の場合に限る) (新車に限る) 取得価額から350万円控除 <p>⑭ 車両安定性制御装置搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から350万円控除 <p>⑮ 衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が3.5t超20t以下のもの (新車に限る) 取得価額から525万円控除 <p>⑯ 衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載トラック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が20t超のもの(注) (新車に限る) 取得価額から525万円控除 (取得時期が平成28年11月1日以降の場合、350万円控除) <p>⑰ 衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載バス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5t超12t以下かつ乗車定員10人以上で立席のないもの (新車に限る) 取得価額から525万円控除 			
------------	--	--	--	--	--

軽油引取税	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った者	特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う引取りを行った数量	1キロリットルにつき32,100円		毎翌月末日まで	特別徴収 申告納入 申告納付 普通徴収
狩猟税	狩猟者の登録を受ける者		<p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者のうち次に規定する者以外のもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種銃猟免許 年額16,500円 ・網猟免許又はわな猟免許 年額8,200円 <p>【網猟免許、わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち以下に掲げるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①控除対象配偶者又は扶養親族に該当しない者 ②県民税の所得割額の納付を要しないものの控除対象配偶者又は扶養親族に該当するもの ③控除対象配偶者又は扶養親族のうち、農業、水産業又は林業に従事している者 <ul style="list-style-type: none"> ・第一種銃猟免許 年額11,000円 ・網猟免許又はわな猟免許 年額5,500円 <p>【第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者】 年額5,500円</p> <p>【次に掲げる場合には、上記の税額に右の割合を乗じた額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①放鳥獣猟区のみに係る登録を受ける場合 1/4 ②①の登録を受けている者が、放鳥獣猟区及び放鳥銃猟区以外の場所に係る登録を受ける場合 3/4 ③平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に狩猟者登録をした者で有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は有害鳥獣の許可捕獲等に従事した者 1/2 	登録を受ける時	登録を受ける時	証紙徴収 ※自衛のための箱わな猟は、平成24年4月1日より、登録対象外となった。
産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者(中間処理業者を含む。)	焼却施設及び最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量	<p>1 焼却施設への搬入1トンにつき 800円</p> <p>2 最終処分場への搬入1トンにつき 1,000円</p>		4月末日 7月末日 10月末日 1月末日	特別徴収 申告納入 申告納付

